

平成29年度

# 事業概要

平成29年10月

福井県後期高齢者医療広域連合

## はじめに



福井県後期高齢者医療広域連合長  
東村 新一（福井市長）

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者医療を社会全体で公平に支える制度として、平成20年4月に開始され、今年度で10年目という節目の年となります。

福井県の被保険者数は、制度開始当初の10万5,000人から今年度は11万8,000人となっており、医療費もそれに比例して年々増加しており、昨年度では約1,060億円となっております。高齢化の進展や新しい医療技術・患者ニーズの多様化により今後ますます医療費が増大するものと推測され、制度を安定的に運営するためには、必要な財源や適切な医療を確保するとともに、医療費の適正化や保健事業の推進に積極的に取り組んでいくことが重要となります。

こうしたことから、当広域連合では昨年度から歯科健康診査事業に取り組んだほか、今年度では重複・頻回受診者訪問指導事業に本格的に着手しました。また、国においては高齢者と若者の世代間の公平を図るため、今年度4月より保険料軽減特例や高額療養費等の医療保険制度の見直しが行われたところであります。

当広域連合といたしましても、引き続き国の動向を注視しながら、市町や県等と連携を強化し、増え続ける医療費の適正化や保険者機能の強化に向けた取り組みを充実させ、被保険者の皆様から安心して信頼される制度運営を行ってまいります。

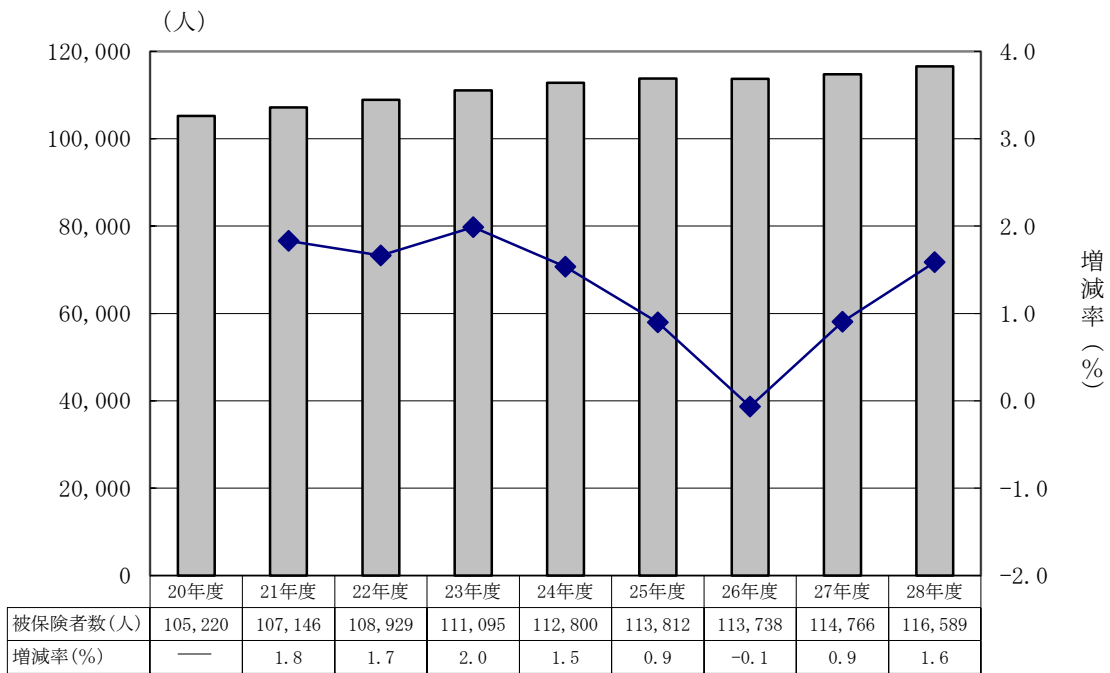
この事業概要は、制度が運用された平成20年度からの事業実施状況をまとめたものであります。多くの方にご活用いただき、この制度への充分なご理解と今後の事業運営に対するご意見やご支援を切望するものであります。

# 目 次

1	被保険者の状況	1
	(1) 被保険者数	1
	(2) 後期高齢者数の将来推計	2
2	保険給付の状況	3
	(1) 医療費	3
	(2) 療養給付費等(医療費－自己負担分)	5
3	保健事業の状況(健康診査事業)	6
4	保険料の状況	7
	(1) 調定額・収納率	7
	(2) 保険料軽減別人数	8
5	短期被保険者証の交付状況	8
	(資料編)	9
	①沿革(規約、広域計画)	10
	②組織(事務分掌)	18
	③予算及び決算	22
	④市町担当課一覧(電話番号)	23

# 1 被保険者の状況

## (1) 被保険者数



※平均被保険者数（3～2月）の実績。ただし、平成20年度は4～2月の平均

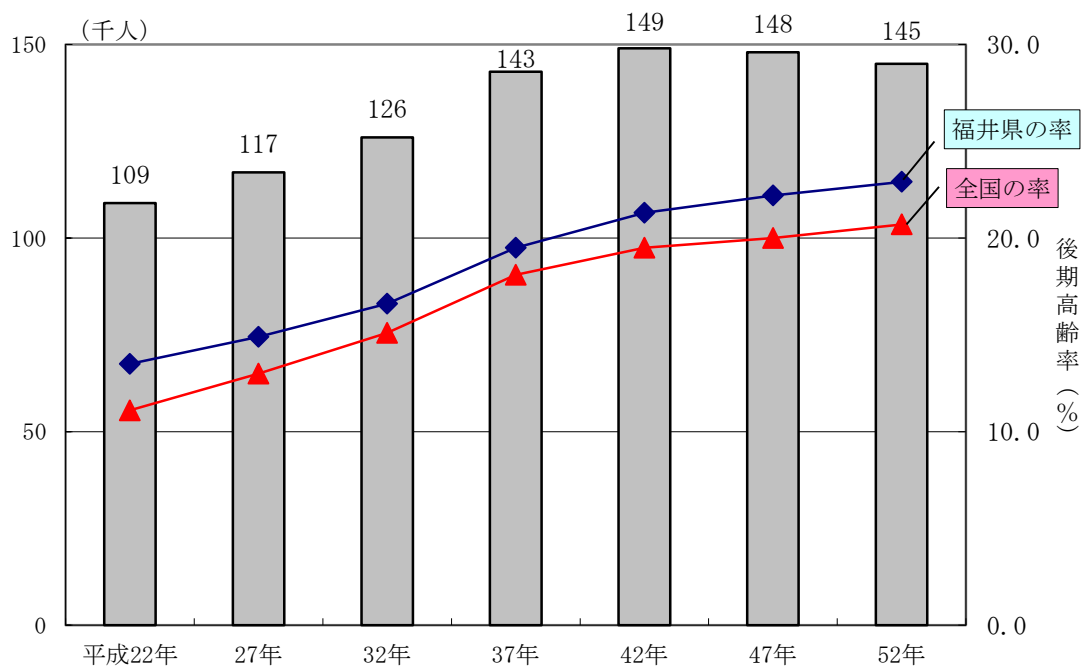
### ◎ 市町別被保険者数（平成29年8月31日現在）

市 町	被保険者数 (人)	構成比 (%)
福井市	37,986	32.0
敦賀市	8,958	7.6
小浜市	5,029	4.2
大野市	6,259	5.3
勝山市	4,452	3.8
鯖江市	9,052	7.6
あわら市	4,676	3.9
越前市	12,075	10.2
坂井市	12,647	10.7
永平寺町	3,081	2.6
池田町	750	0.6
南越前町	2,121	1.8
越前町	3,833	3.2
美浜町	1,830	1.5
高浜町	1,665	1.4
おおい町	1,404	1.2
若狭町	2,840	2.4
合 計	118,658	100.0

### ◎ 年齢別状況（平成29年8月31日現在）

年 齢	被保険者数 (人)	構成比 (%)
65～69歳	990	0.8
70～74歳	1,037	0.9
75～79歳	39,900	33.6
80～84歳	35,327	29.8
85～89歳	25,251	21.3
90～94歳	12,244	10.3
95～99歳	3,390	2.9
100歳～	519	0.4
合 計	118,658	100.0
(再掲) 被扶養者であった者	16,926	14.3
(再掲) 現役並み所得者	5,650	4.8

(2) 後期高齢者数の将来推計



(出典) 国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』(平成25年3月推計)

◎ 市町別後期高齢者の状況 (平成29年4月1日現在)

市 町	総人口 (人)	後期高齢者数 (人)	後期高齢率	
			(%)	順位
福井市	264,906	37,226	14.1	14
敦賀市	66,520	8,891	13.4	15
小浜市	29,922	5,009	16.7	9
大野市	34,202	6,319	18.5	5
勝山市	23,978	4,420	18.4	6
鯖江市	69,126	8,840	12.8	17
あわら市	28,641	4,583	16.0	10
越前市	82,982	11,961	14.4	13
坂井市	92,478	12,199	13.2	16
永平寺町	18,881	2,985	15.8	11
池田町	2,700	756	28.0	1
南越前町	10,956	2,112	19.3	2
越前町	22,258	3,769	16.9	7
美浜町	9,774	1,844	18.9	3
高浜町	10,570	1,659	15.7	12
おおい町	8,288	1,391	16.8	8
若狭町	15,359	2,848	18.5	4
合 計	791,541	116,812	14.8	-

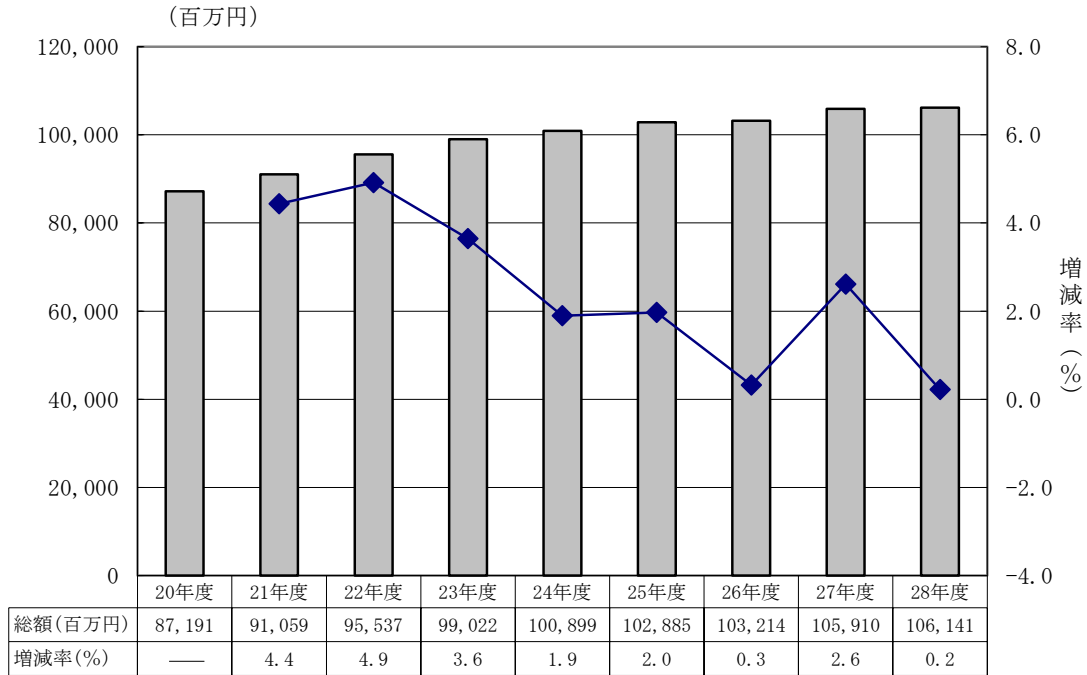
※住民基本台帳に基づく人口

## 2 保険給付の状況

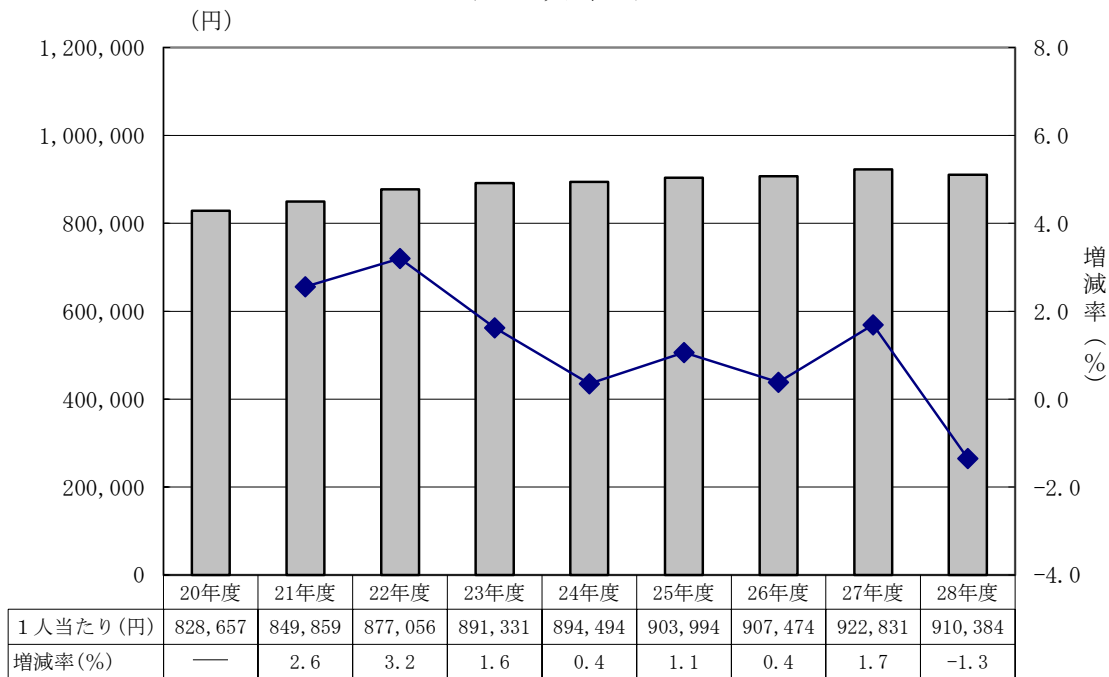
### (1) 医療費

※3～2月診療分の療養の給付及び4～3月支給決定分の療養費の総額。平成20年度は12か月に換算

#### ア 総額



#### イ 1人当たり



◎ 市町別 1人当たり医療費の状況

(単位：円)

市 町	平成20年度		21年度		22年度		23年度		24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		前年比(27→28)	
	医療費	順位	医療費	順位	医療費	順位	医療費	順位	医療費	順位	医療費	順位	医療費	順位	医療費	順位	医療費	順位	金額	増減率
福井市	895,281	2	923,939	2	950,987	2	955,144	2	963,847	2	972,866	1	972,434	2	987,465	1	986,461	1	-1,004	-0.1%
敦賀市	837,132	6	861,991	6	865,398	7	868,182	9	888,063	9	897,079	7	901,530	7	923,931	6	891,743	7	-32,188	-3.5%
小浜市	644,810	17	679,546	17	744,968	16	762,134	16	789,110	15	813,003	13	823,052	12	871,071	10	834,328	11	-36,743	-4.2%
大野市	815,662	9	831,694	8	863,147	9	900,020	5	901,086	7	908,407	6	890,496	9	923,318	7	916,903	4	-6,415	-0.7%
勝山市	831,108	7	821,177	9	863,309	8	887,136	7	907,308	6	885,681	8	902,019	6	910,254	9	886,413	8	-23,841	-2.6%
鯖江市	865,575	3	879,763	3	899,875	4	922,381	4	934,681	4	953,379	2	945,018	4	936,998	4	916,426	5	-20,572	-2.2%
あわら市	936,766	1	947,999	1	981,539	1	992,183	1	940,389	3	944,892	4	957,217	3	974,986	2	981,561	2	6,575	0.7%
越前市	736,207	13	748,743	15	777,346	14	810,497	13	795,164	13	819,039	12	813,407	13	819,499	14	816,174	14	-3,325	-0.4%
坂井市	839,389	5	837,855	7	865,685	6	880,520	8	856,306	10	870,369	10	899,990	8	914,346	8	898,703	6	-15,643	-1.7%
永平寺町	830,662	8	863,517	5	914,611	3	899,348	6	922,940	5	949,293	3	925,606	5	931,150	5	865,093	9	-66,057	-7.1%
池田町	780,539	10	748,886	14	762,836	15	833,468	11	888,711	8	803,792	14	740,420	17	807,363	15	713,719	17	-93,644	-11.6%
南越前町	762,291	11	813,426	10	824,250	11	800,198	14	830,822	12	884,325	9	833,132	11	861,684	11	816,206	13	-45,478	-5.3%
越前町	746,467	12	801,402	11	825,415	10	848,470	10	843,817	11	862,734	11	846,806	10	848,604	13	840,191	10	-8,413	-1.0%
美浜町	847,801	4	871,965	4	871,226	5	932,912	3	980,112	1	922,795	5	986,003	1	955,959	3	956,794	3	835	0.1%
高浜町	728,747	15	773,806	13	804,966	12	791,738	15	787,720	16	766,084	15	799,251	14	794,421	16	810,796	15	16,375	2.1%
おおい町	689,701	16	691,114	16	691,859	17	672,487	17	694,593	17	698,385	17	750,667	16	726,200	17	730,677	16	4,477	0.6%
若狭町	731,637	14	778,653	12	793,752	13	817,704	12	790,729	14	760,792	16	793,201	15	858,513	12	825,777	12	-32,736	-3.8%
県平均	828,657	-	849,859	-	877,056	-	891,331	-	894,494	-	903,994	-	907,474	-	922,831	-	910,384	-	-12,447	-1.3%

※医療費総額（3～2月診療分及び4～3月支給決定分）を平均被保険者数（3～2月）で除したもの。ただし、平成20年度は12か月に換算したものを、平均被保険者数（4～2月）で除したもの（損害賠償金等があった場合、その分を医療費から控除）。

◎ 都道府県別 1人当たり医療費の状況（平成28年度年間分）

(単位：円)

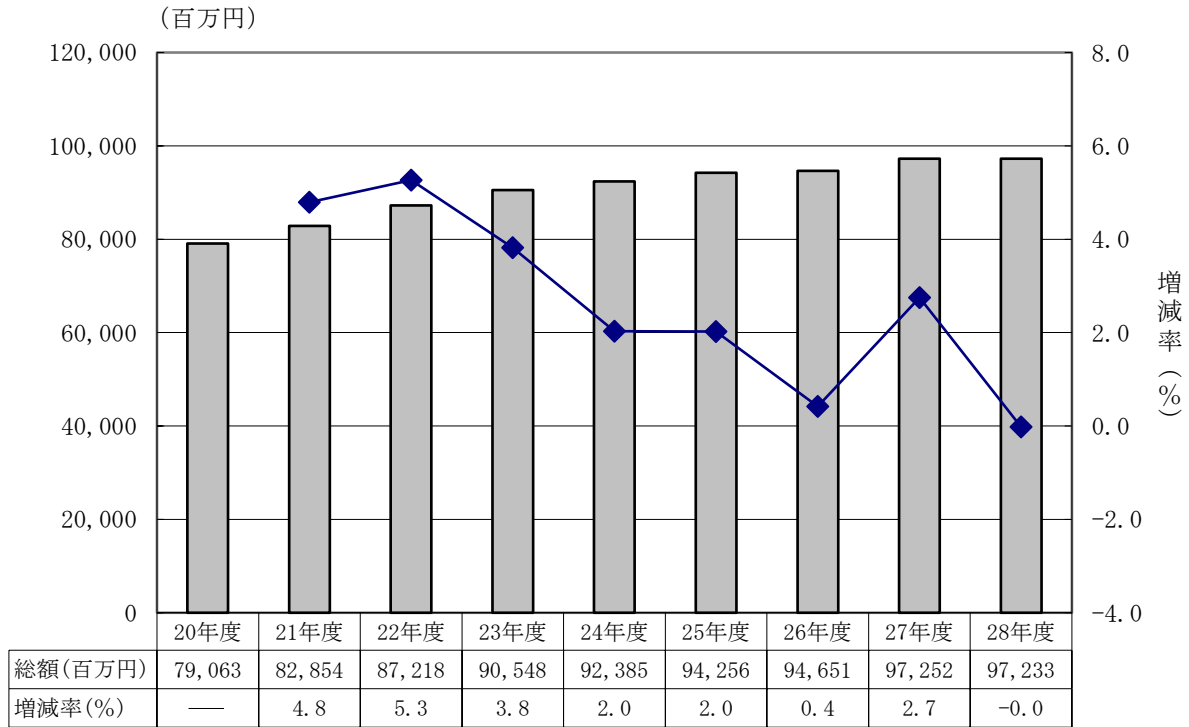
順位	都道府県	医療費	順位	都道府県	医療費	順位	都道府県	医療費
1	福岡県	1,157,132	17	岡山県	960,648	33	茨城県	836,194
2	高知県	1,147,717	18	香川県	950,291	34	埼玉県	833,423
3	長崎県	1,077,830	19	愛媛県	942,062	35	山梨県	830,768
4	北海道	1,073,698	20	愛知県	923,535	36	福島県	823,563
5	佐賀県	1,063,187	21	和歌山県	923,211	37	三重県	822,752
6	鹿児島県	1,046,819	22	滋賀県	917,387	38	宮城県	820,968
7	広島県	1,041,987	23	奈良県	911,728	39	青森県	816,050
8	大阪府	1,037,543	24	東京都	906,263	40	栃木県	815,223
9	熊本県	1,036,828	25	福井県	906,203	41	長野県	811,962
10	大分県	1,020,163	26	島根県	903,266	42	山形県	803,335
11	山口県	1,017,845	27	鳥取県	900,830	43	千葉県	802,094
12	徳島県	1,016,780	28	宮崎県	893,014	44	静岡県	796,483
13	沖縄県	1,008,094	29	富山県	889,469	45	秋田県	792,996
14	兵庫県	995,919	30	群馬県	855,995	46	岩手県	746,055
15	京都府	989,890	31	岐阜県	851,454	47	新潟県	742,219
16	石川県	974,933	32	神奈川県	844,528		全国平均	922,352

※医療費総額（4～3月）から療養費を除き、平均被保険者数（4～3月）で除したもの（出典）国民健康保険中央会 医療費速報

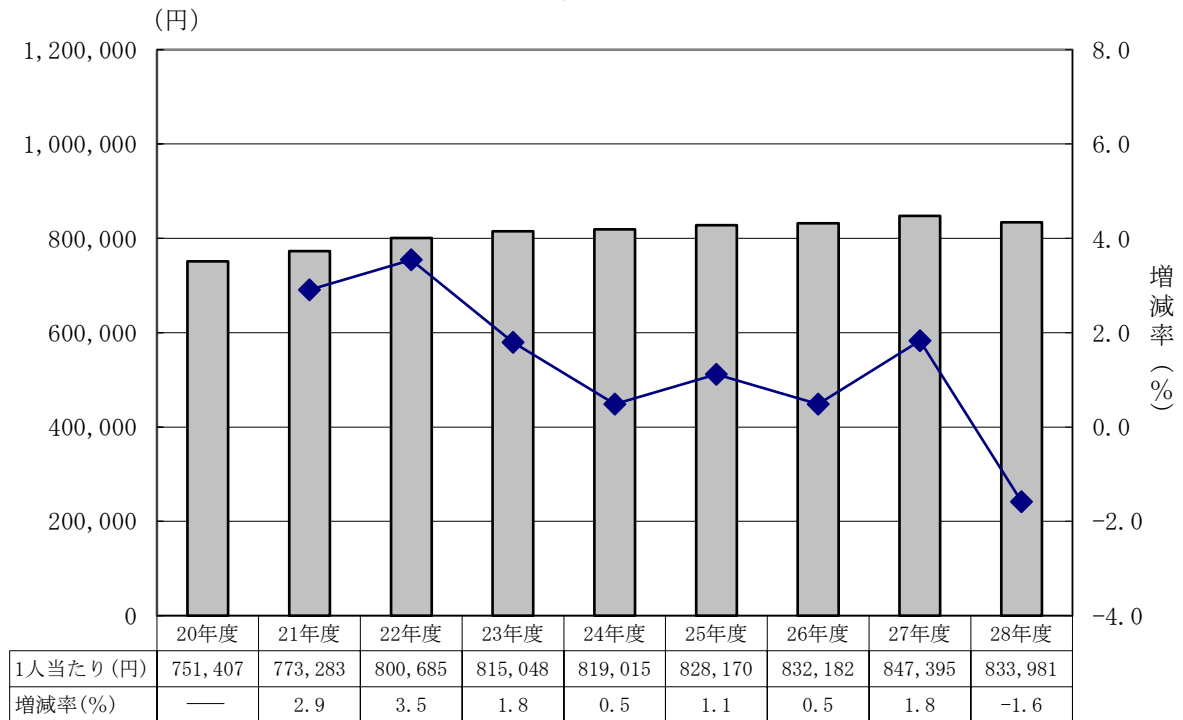
(2) 療養給付費等（医療費－自己負担分）

※損害賠償金等があった場合、その分を療養給付費等から控除。また、平成20年度は12か月に換算

ア 総額



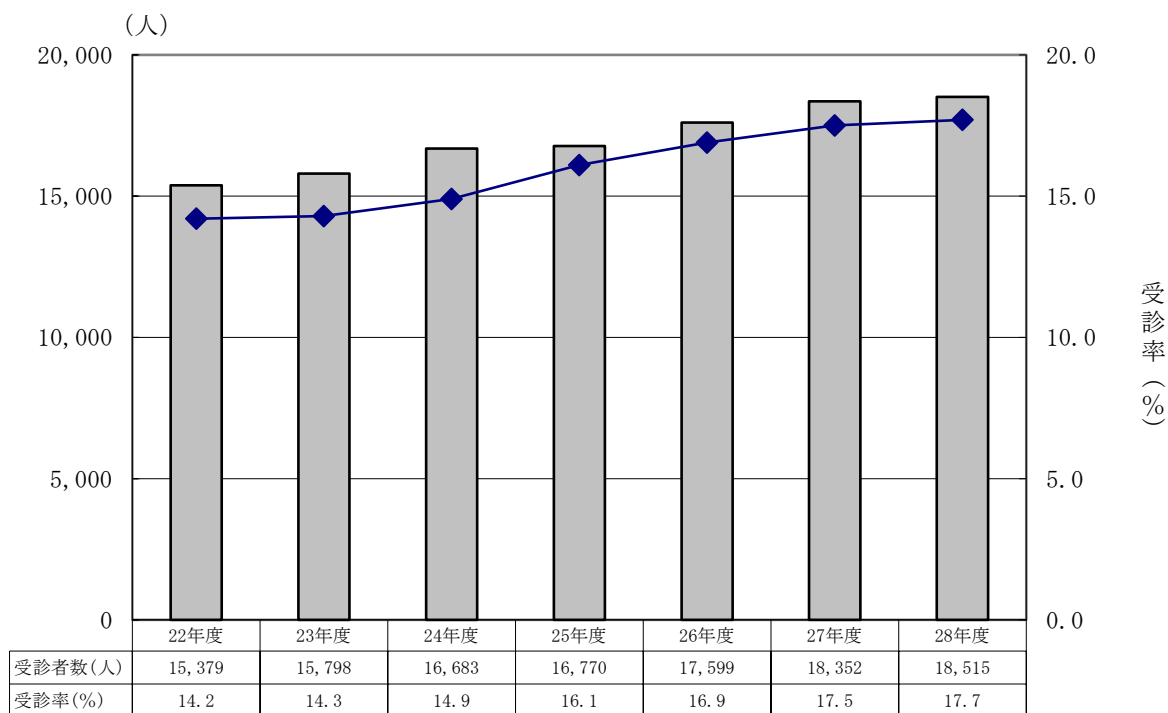
イ 1人当たり





### 3 保健事業の状況（健康診査事業）

#### (1) 受診者数



※国の考え方に沿い、平成25年度以降、被保険者数から長期入院者及び施設入所者を健診対象から除外

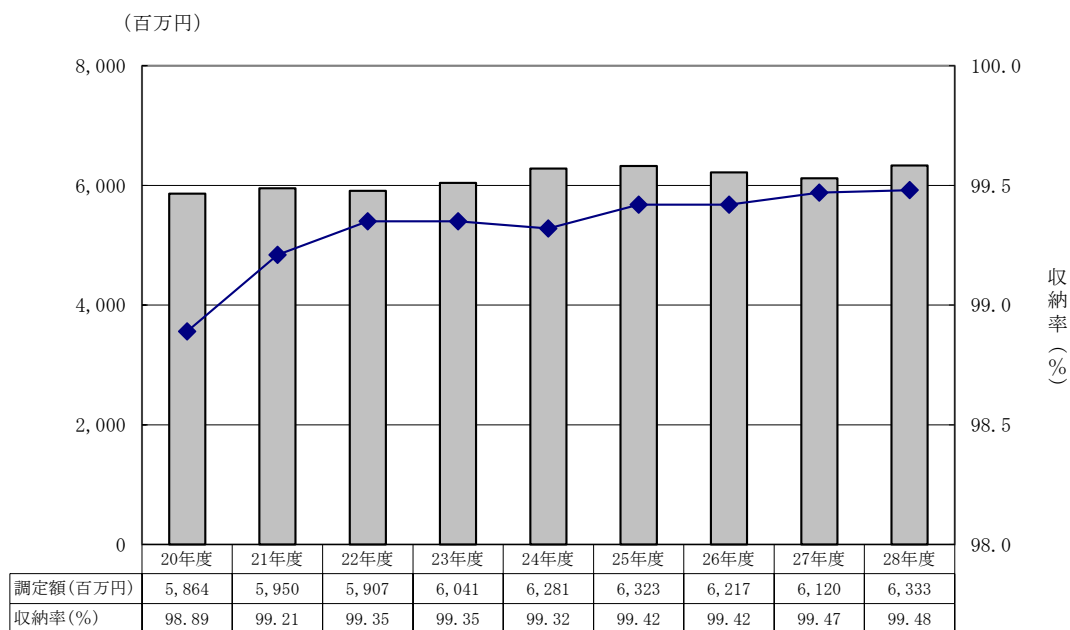
#### ◎ 市町別受診率の推移

(単位：%)

市 町	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
福井市	13.4	13.8	13.8	14.7	15.8	17.0	16.7
敦賀市	15.1	16.3	15.8	17.7	19.6	19.3	18.7
小浜市	7.4	8.6	9.1	10.0	9.8	10.6	10.9
大野市	12.2	12.2	13.1	15.1	13.9	15.4	15.7
勝山市	16.4	14.8	14.6	18.3	19.3	19.7	18.8
鯖江市	18.7	18.0	19.1	20.1	21.3	21.9	25.2
あわら市	6.7	6.8	9.6	9.8	10.6	10.6	11.3
越前市	19.5	18.0	18.6	19.2	19.9	19.8	20.6
坂井市	13.2	13.0	15.4	15.7	14.8	16.4	16.3
永平寺町	11.4	11.2	12.7	13.6	17.3	17.9	17.3
池田町	34.4	34.8	33.7	32.3	34.4	36.5	34.9
南越前町	15.3	14.9	16.5	18.4	17.3	17.5	18.7
越前町	10.5	11.7	11.1	12.9	13.7	12.7	11.5
美浜町	14.3	16.2	15.4	17.1	21.2	21.0	20.5
高浜町	17.5	17.6	20.0	21.9	21.7	23.6	24.8
おおい町	16.7	16.3	15.7	20.3	22.3	23.0	25.3
若狭町	14.8	16.0	16.2	17.1	18.3	18.5	17.8
県平均	14.2	14.3	14.9	16.1	16.9	17.5	17.7

## 4 保険料の状況

### (1) 調定額・収納率



### ◎市町別保険料調定額及び収納率の状況

(単位：百万円、%)

市町	平成20年度		21年度		22年度		23年度		24年度		25年度		26年度		27年度		28年度	
	調定額	収納率	調定額	収納率	調定額	収納率	調定額	収納率	調定額	収納率	調定額	収納率	調定額	収納率	調定額	収納率	調定額	収納率
福井市	2,056	98.56	2,100	99.03	2,110	99.19	2,178	99.26	2,289	99.20	2,326	99.36	2,318	99.33	2,315	99.41	2,400	99.49
敦賀市	551	98.24	549	98.89	539	99.14	544	99.10	561	99.02	551	99.29	529	99.18	518	99.03	521	99.10
小浜市	250	99.63	250	99.50	247	99.51	247	99.14	251	99.41	247	99.42	240	99.54	230	99.45	234	99.56
大野市	260	99.31	258	99.56	250	99.80	255	99.68	262	99.66	262	99.91	263	99.70	259	99.55	264	99.80
勝山市	221	98.98	226	99.50	225	99.88	225	99.99	231	99.98	226	99.98	220	99.99	207	99.83	217	99.82
鯖江市	407	98.99	411	99.32	415	99.19	430	99.35	447	99.18	455	99.19	463	99.18	455	99.31	479	99.30
あわら市	210	99.15	212	99.37	209	99.47	214	99.37	221	99.33	223	99.61	221	99.76	216	99.57	222	99.49
越前市	606	98.99	617	99.09	606	99.39	620	99.41	639	99.31	645	99.15	627	99.15	613	99.61	633	99.29
坂井市	537	99.06	552	99.38	543	99.21	561	99.26	592	99.33	601	99.45	580	99.62	573	99.57	601	99.66
永平寺町	134	99.49	142	99.30	140	99.58	140	99.75	143	99.59	149	99.63	144	99.65	142	99.73	151	99.86
池田町	31	100.00	30	99.94	30	100.00	30	100.00	31	100.00	31	100.00	28	100.00	27	99.61	29	99.98
南越前町	107	100.00	110	99.24	104	99.96	104	99.83	110	99.79	103	100.00	104	99.60	99	99.80	99	99.40
越前町	155	98.78	160	99.36	162	99.49	163	99.25	163	99.73	167	99.36	161	99.25	158	99.36	163	99.48
美浜町	85	99.56	82	99.90	79	99.82	78	99.85	81	99.85	78	99.79	77	99.77	74	99.91	79	99.78
高浜町	68	99.76	66	99.74	65	99.88	66	99.31	70	98.80	67	99.61	65	99.98	66	99.32	68	98.92
おおい町	62	99.95	60	99.84	61	99.61	62	99.88	64	99.88	63	99.94	59	99.98	54	99.90	54	100.00
若狭町	125	99.75	126	99.71	124	99.70	124	99.26	127	99.53	127	99.65	119	99.90	114	99.97	119	99.79
合計	5,864	98.89	5,950	99.21	5,907	99.35	6,041	99.35	6,281	99.32	6,323	99.42	6,217	99.42	6,120	99.47	6,333	99.48

(2) 保険料軽減別人数

◎ 市町保険料軽減別人数（平成29年8月31日現在）

（単位：人）

減額割合 市町	均等割軽減						所得割軽減			⑩軽減対象者計 (⑥+⑨)	⑪軽減なし	⑫合計 (⑩+⑪)
	①9割 年額 4,300円	②8.5割 年額 6,500円	③5割 年額 21,800円	④2割 年額 34,900円	⑤被扶養者 年額 13,100円	⑥小計 (①～⑤)	⑦2割 (⑧+⑨)	⑧うち、 均等割軽減対象者	⑨うち、 所得割軽減のみ			
福井市	4,825	6,800	3,655	3,361	4,529	23,170	4,946	3,821	1,125	24,295	13,691	37,986
敦賀市	1,648	1,611	898	1,070	662	5,889	980	812	168	6,057	2,901	8,958
小浜市	691	997	553	419	800	3,460	681	552	129	3,589	1,440	5,029
大野市	615	1,434	699	469	1,084	4,301	904	704	200	4,501	1,758	6,259
勝山市	337	895	553	370	648	2,803	831	600	231	3,034	1,418	4,452
鯖江市	818	1,619	1,038	864	1,479	5,818	1,487	1,099	388	6,206	2,846	9,052
あわら市	500	812	416	422	802	2,952	623	473	150	3,102	1,574	4,676
越前市	1,191	2,195	1,415	1,166	1,743	7,710	1,963	1,479	484	8,194	3,881	12,075
坂井市	1,283	2,310	1,390	1,013	2,221	8,217	1,778	1,374	404	8,621	4,026	12,647
永平寺町	225	642	379	249	498	1,993	498	367	131	2,124	957	3,081
池田町	57	195	143	48	142	585	156	135	21	606	144	750
南越前町	200	363	301	208	290	1,362	329	261	68	1,430	691	2,121
越前町	401	755	403	346	661	2,566	550	412	138	2,704	1,129	3,833
美浜町	239	353	183	162	317	1,254	210	177	33	1,287	543	1,830
高浜町	239	352	199	166	257	1,213	221	192	29	1,242	423	1,665
おおい町	170	312	164	117	231	994	173	145	28	1,022	382	1,404
若狭町	225	533	276	201	562	1,797	366	259	107	1,904	936	2,840
合計	13,664	22,178	12,665	10,651	16,926	76,084	16,696	12,862	3,834	79,918	38,740	118,658
比率(%)	11.5	18.7	10.7	9.0	14.3	64.2	14.1	10.9	3.2	67.4	32.6	100.0

5 短期被保険者証の交付状況

◎ 市町別短期被保険者証の交付状況

（単位：人）

市町	更新者数（8月1日現在）								平成29年8月31日現在	
	平成22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	交付者数	被保険者数
福井市	174	126	40	70	65	84	219	163	154	37,986
敦賀市	79	70	64	43	32	24	28	20	20	8,958
小浜市	15	5	17	19	23	34	26	24	23	5,029
大野市	9	8	6	9	9	7	13	10	8	6,259
勝山市	5	2	0	0	0	0	1	3	3	4,452
鯖江市	87	73	59	74	71	76	78	82	75	9,052
あわら市	27	23	25	24	18	14	17	17	13	4,676
越前市	70	82	75	71	93	102	93	95	94	12,075
坂井市	42	43	52	85	62	27	20	24	20	12,647
永平寺町	11	10	16	14	23	13	6	3	3	3,081
池田町	0	0	0	0	0	0	2	0	0	750
南越前町	2	1	1	0	0	1	3	1	1	2,121
越前町	9	6	8	8	7	9	12	12	10	3,833
美浜町	0	1	4	0	0	2	3	3	0	1,830
高浜町	4	0	0	4	6	3	4	4	4	1,665
おおい町	4	5	3	1	1	1	0	0	0	1,404
若狭町	14	4	2	3	2	3	5	10	8	2,840
合計	552	459	372	425	412	400	530	471	436	118,658

# 資 料 編

# ①沿革（規約、広域計画）

## ○ 沿革

平成18年	5月22日	広域連合設立準備検討会（県、4市2町、市長会、町村会、国保連）
平成18年	9月1日	広域連合設立準備委員会（事務局：県1名、市町5名、国保連1名）
平成19年	1月12日	広域連合設立許可申請（福井県内17市町長から福井県知事あて）
平成19年	2月1日	福井県後期高齢者医療広域連合設立（福井県知事許可） 坂川 優（福井市長）広域連合長就任 [構成団体] 福井県内全市町（17市町） [事務所] 福井市西開発4丁目202番1 福井県自治会館5階
平成19年	3月29日	広域連合議会第1回定例会 広域計画（平成19～23年度）策定
平成19年11月16日		平成20・21年度保険料率決定（均等割額43,700円、所得割率7.9%）
平成19年11月27日		山岸正裕（勝山市長）広域連合長就任
平成20年	4月1日	後期高齢者医療制度開始
平成20年	6月12日	東村新一（福井市長）広域連合長就任
平成22年	2月5日	平成22・23年度保険料率改定（据置き）
平成24年	1月5日	東村新一（福井市長）広域連合長就任（再選）
平成24年	2月17日	平成24・25年度保険料率改定（据置き）
平成24年	3月27日	第二次広域計画（平成24～28年度）策定
平成26年	2月20日	平成26・27年度保険料率改定（据置き）
平成27年12月23日		東村新一（福井市長）広域連合長就任（再選）
平成28年	2月19日	平成28・29年度保険料率改定（据置き）
平成29年	3月24日	第三次広域計画（平成29～33年度）策定

## 高齢者医療の歩み

昭48	昭58	平9	平14	平15・3	平17・12	平18・6	平20・4	平22・12	平24・8	平25・8	平25・12	平27・5
<p><b>老人医療費の無料化（70歳〜）</b> （自治体レベルでは昭和35年〜）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人医療費が急増</li> <li>・高齢者の多い国保の運営厳しく ↓マロン化、社会的入院といった弊害の指摘もあった</li> </ul>	<p><b>老人保健法を制定（老健制度）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・患者負担を導入（外来1月4百円、入院1日3百円）</li> <li>・市町村が運営主体</li> <li>・保険者（国保や健保など）から拠出金（仕送り）と公費で運営</li> </ul>	<p><b>政府で新しい制度の検討を開始</b></p>	<p><b>新制度まともならず、次の課題に</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一部負担を定率1割に</li> <li>・老健制度の対象年齢を引き上げ（70歳→75歳→平19）</li> <li>・公費負担割合を引き上げ（3割5割）（→平19）</li> </ul>	<p><b>医療保険制度体系等に関する基本方針を閣議決定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者医療制度は75歳以上の後期高齢者と65歳から74歳までの前期高齢者のそれぞれの特性に応じた新たな制度とする。</li> </ul>	<p><b>医療制度改革大綱を政府・与党で決定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・後期高齢者について、独立した医療制度を創設</li> <li>・前期高齢者について、保険者間の負担の不均衡を調整する仕組みを創設</li> </ul>	<p><b>健康保険法等改正法成立</b></p>	<p><b>後期高齢者医療制度等施行</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・後期高齢者医療制度は廃止、高齢者も国保が被用者保険に加入。</li> <li>・地域保険は国保に一本化し、都道府県単位で運営。</li> </ul>	<p><b>高齢者医療制度改革会議最終とりまとめ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・後期高齢者医療制度は廃止、高齢者も国保が被用者保険に加入。</li> <li>・地域保険は国保に一本化し、都道府県単位で運営。</li> </ul>	<p><b>社会保障制度改革推進法成立</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得る。</li> </ul>	<p><b>社会保障制度改革国民会議報告書</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・後期高齢者医療制度は十分定着、現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ、必要な改善を行っていく。</li> </ul>	<p><b>プログラム法成立</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・後期高齢者支援金の全面総報酬割、高齢者医療の費用負担の存り方等を検討し、平成27年常会への法案提出を目指す。</li> <li>・医療制度改革の実施状況等を踏まえ、高齢者医療制度の在り方について必要に応じ見直しに向けた検討を行う。</li> </ul>	<p><b>国保法等改正法成立</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・後期高齢者支援金の全面総報酬割を実施。あわせて、拠出金負担が重い保険者への負担軽減対策の対象を拡大し、拡大分に国費を充当。（平29年度〜）</li> <li>・栄養指導等の高齢者の特性に応じた保健事業を実施。（平28年度〜）</li> </ul>

## ○ 福井県後期高齢者医療広域連合規約

〔平成19年2月1日  
福井県指令市第43号〕

平成20年4月1日福井県指令市第415号

(広域連合の名称)

第1条 この広域連合は、福井県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第2条 広域連合は、福井県内のすべての市町（以下「構成市町」という。）をもって組織する。

(広域連合の区域)

第3条 広域連合の区域は、福井県の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第48条に規定する後期高齢者医療の事務（保険料の徴収の事務及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）に規定する事務を除く。）を処理する。

(広域計画の項目)

第5条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。）の項目は、次のとおりとする。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び構成市町が行う事務に関すること。
- (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

(事務所の位置)

第6条 広域連合の事務所は、福井市に置く。

(議会の組織)

第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、23人とする。

2 広域連合議員は、構成市町の議会の議員により組織する。

(広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員は、構成市町の議会の議員のうちから、各構成市町の議会において別表第1に掲げる数を選挙する。

2 構成市町の議会における選挙については、地方自治法第118条の例による。

(議員の任期)

第9条 広域連合議員の任期は、その属する構成市町の議会の議員としての任期による。

2 広域連合議員が構成市町の議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

3 広域連合の議会の解散があったとき又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。

(議長及び副議長)

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員としての任期による。

(広域連合長等)

第 1 1 条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長 2 人を置く。

2 広域連合に会計管理者を置く。

(広域連合長の選任の方法等)

第 1 2 条 広域連合長は、構成市町の長のうちから、構成市町の長が投票によりこれを選挙する。

2 広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。

(副広域連合長の選任の方法等)

第 1 3 条 副広域連合長は、構成市町の長のうちから、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する。

2 副広域連合長は、広域連合長を補佐し、広域連合長に事故があるとき又は広域連合長が欠けたときは、広域連合長が定める順序によりその職務を代理する。

(広域連合長等の任期)

第 1 4 条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、それぞれの属する市町の長としての任期による。

(執行機関の補助職員)

第 1 5 条 第 1 1 条に規定するもののほか、広域連合に必要な職員を置く。

(会計管理者)

第 1 6 条 会計管理者は、広域連合長の補助機関である職員のうちから、広域連合長が命ずる。

(選挙管理委員会)

第 1 7 条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、3 人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

3 選挙管理委員は、構成市町の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。

4 選挙管理委員の任期は、4 年とする。

(監査委員)

第 1 8 条 広域連合に監査委員 2 人を置く。

2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(以下「識見を有する者」という。)及び広域連合議員のうちから、それぞれ 1 人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては 4 年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(広域連合の経費の支弁の方法)

第 1 9 条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

(1) 共通経費負担金(構成市町の負担金のうち、次号及び第 3 号に掲げる負担金以外のものをいう。)

(2) 法第 9 8 条に基づき負担する額

(3) 法第 1 0 5 条に規定する保険料等

(4) 国及び県の支出金

(5) 法第 1 1 8 条の後期高齢者支援金等

(6) 事業収入

(7) その他の収入

2 前項第1号の共通経費負担金の額は、別表第2の負担割合により、広域連合の予算において定めるものとする。

(補則)

第20条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成19年2月1日から施行する。ただし、第11条第2項及び第16条の規定は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の日から平成19年3月31日までの間は、「職員」とあるのは「吏員その他の職員」と、別表第2備考中「前年度」とあるのは「当年度」と読み替えるものとする。

(準備行為)

3 広域連合は、この規約の施行の日から平成20年3月31日までの間は、第4条の規定にかかわらず、同条に規定する事務に係る準備行為を行うものとする。

附 則 (平成20年福井県指令市第415号)

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の福井県後期高齢者医療広域連合規約別表第2の規定は、平成26年度以後の年度分の負担割合の算定について適用し、平成25年度以前の年度分の負担割合の算定については、なお従前の例による。



別表第1（第8条関係）

構成市町	議員数
福井市	3人
敦賀市	2人
小浜市	1人
大野市	1人
勝山市	1人
鯖江市	2人
あわら市	1人
越前市	2人
坂井市	2人
永平寺町	1人
池田町	1人
南越前町	1人
越前町	1人
美浜町	1人
高浜町	1人
おおい町	1人
若狭町	1人

別表第2（第19条関係）

項目	負担割合
均等割	10%
人口割	40%
高齢者人口割	50%

## 備考

- 1 人口割については、前年度の4月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 2 高齢者人口割については、前年度の4月1日現在の住民基本台帳に基づく満75歳以上の人口による。

## ○ 福井県後期高齢者医療広域連合 第三次広域計画

### 1 趣旨

福井県後期高齢者医療広域連合第三次広域計画（以下「第三次広域計画」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7及び福井県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年2月1日福井県指令第43号。以下「広域連合規約」という。）第5条に基づき、平成24年に策定された5か年の福井県後期高齢者医療広域連合第二次広域計画（以下「第二次広域計画」という。）をうけて策定するものです。

第二次広域計画において、福井県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）と福井県後期高齢者医療広域連合を構成する全ての市町（以下「構成市町」という。）とが相互に役割を担い、総合的かつ計画的に事務処理をするため、それぞれ処理する事務を明確にし、これまで後期高齢者医療に関する事務を円滑に運営してきたところであり、第二次広域計画を補完する形で、第三次広域計画を策定するものです。

### 2 状況と課題

#### (1) 状況

平成27年10月1日現在の県内人口78万6,740人のうち65歳以上は22万2,408人で年々増加傾向にあり、高齢化率は28.6%で、全国平均より高く、高齢化が進んでいます。そのうち75歳以上は11万3,856人、後期高齢化率も14.6%で、全国平均より高くなっています（福井県長寿福祉課調べ）。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、平成42年には、後期高齢化率が20%を超えると予想されています。

福井県の後期高齢者医療被保険者数は、制度発足当初の平成20年度は105,220人でしたが、平成27年度は114,766人と、毎年平均で約1,300人（1.3%）増加しています。また、一人当たりの年間医療費は、平成20年度の82万9千円から平成27年度の92万3千円と、制度開始以降、年々増加してきています。

#### (参考) 福井県の状況

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
総人口（人）	799,127	794,492	789,633	786,740
65歳以上人口（人）	205,358	211,981	218,367	222,408
75歳以上人口（人）	112,349	113,475	113,394	113,856
高齢化率（%）	26.0	26.9	27.9	28.6
75歳以上比率（%）	14.2	14.4	14.5	14.6
一人当たり後期高齢者医療費（円）	894,494	903,994	907,474	922,831
被保険者数（人）	112,800	113,812	113,738	114,766

※人口関係の数値は福井県長寿福祉課「高齢者福祉基礎調査」（各年度4月1日現在）による。

※医療費に関する数値は広域連合調べ（20年度は11か月分を12か月に換算）。

## (2) 課題

制度の開始当初は混乱が見られたものの、現在では、制度は比較的安定して運営されています。

急速な高齢化の進行により、今後も被保険者数及び一人当たりの医療費は年々増加していくと考えられます。将来にわたり、被保険者が安心して適切な医療を受けられるよう本制度の健全かつ円滑な運営を進めていく必要があります。

また、健康・医療情報を活用し、後期高齢者の心身の特性に応じた保健事業を推進し、医療費の適正化を図ることにより、持続可能な制度としていく必要があります。

## 3 基本方針

広域連合は、後期高齢者医療制度の運営に当たり、構成市町との緊密な連携協力の下、保険料負担による世代間の公平性の確保を図るとともに、被保険者から安心して信頼され、将来に渡って安定した計画性のある保険運営を実現するため、次の3項目を基本方針として定めます。

### (1) 健全な財政運営

保険給付費等の歳出を的確に見込み、それに合わせた歳入計画を立て、健全な財政運営を実施していきます。

保険料については、適切な保険料率の設定と賦課を行い必要な財源の確保に努めます。また、市町と連携してきめ細やかな納付相談や短期被保険者証の適切な交付等を行い収納率の向上に努めます。

### (2) 医療費適正化の推進

医療サービスが安心して受けられる医療制度の堅持と被保険者の健康保持のため、レセプトの点検、重複・頻回受診の防止と医療費の通知による適正受診、ジェネリック医薬品の普及啓発により、年々増大していく医療費の適正化を推進します。

### (3) 保健事業の推進

被保険者の健康保持と健康相談、疾病の早期発見・早期治療による重症化の予防をするために構成市町と連携し、保健事業実施計画（データヘルス）による健康診査、歯科健診などの各種保健事業を推進します。

## 4 広域計画の項目

広域計画は、広域連合規約第5条（広域計画の項目）の規定に基づき、次の項目について記載します。

(1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して、広域連合及び構成市町が行う事務に関すること。

(2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

## 5 広域連合が行う事務

広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確

保法」という。)第48条に規定する後期高齢者医療に係る事務(高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号。以下「施行令」という。)に規定する事務を除く。)を行うものとし、

<主な事務>

- ① 被保険者の資格の管理に関する事務
- ② 医療給付に関する事務
- ③ 保険料の賦課に関する事務
- ④ 保健事業に関する事務
- ⑤ その他後期高齢者医療制度の運営に関する事務

## 6 構成市町が行う業務

構成市町は、高齢者医療確保法第104条に規定する保険料の徴収に係る事務及び施行令に規定する後期高齢者医療に係る事務を行うものとし、

<主な事務>

- ① 保険料の徴収に関する事務
- ② 保険料に係る申請の受付に関する事務
- ③ 被保険者の資格管理に係る申請及び届出の受付の事務
- ④ 被保険者証及び資格証明書の引渡し並びに返還の受付に関する事務
- ⑤ 医療給付に係る申請及び届出の受付並びに証明書の引渡しに関する事務
- ⑥ ①から⑤までの事務に関連する事務

## 7 広域連合と構成市町との連携協力

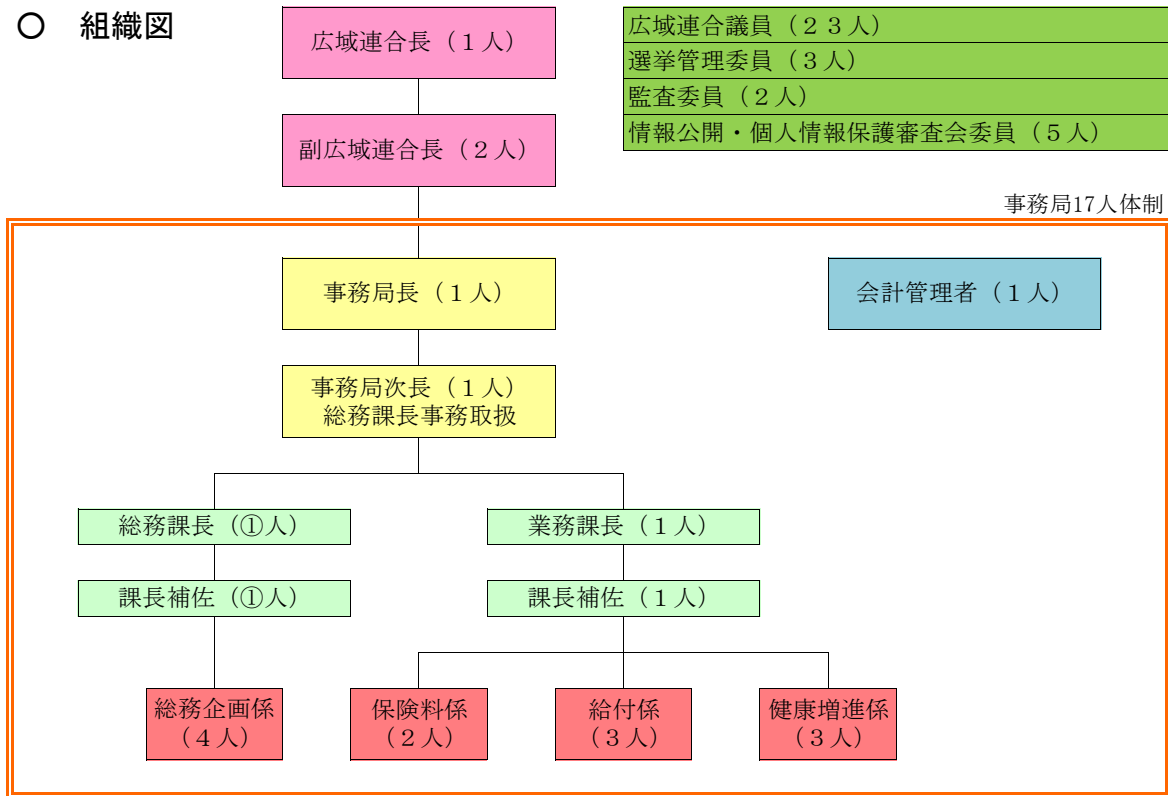
広域連合及び構成市町は、後期高齢者医療制度の実施に当たって緊密な連携協力を図るものとし、相互の事務が円滑に進められるよう情報提供、制度に関する周知広報の実施及び被保険者等からの苦情や相談の対応等、その他必要な連携についても、協力して実施するものとし、

## 8 広域計画の期間及び改定

第三次広域計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。ただし、広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行うものとし、

## ②組織（事務分掌）

### ○ 組織図



### ○ 事務分掌

総務課	業務課
総務企画係	保険料係
(1) 組織及び職員の人事管理に関すること。 (2) 文書及び公印管理に関すること。 (3) 情報公開・個人情報保護に関すること。 (4) 入札に関すること。 (5) 予算の執行に関すること。 (6) 財産の取得・管理及び処分に関すること。 (7) 監査に関すること。 (8) 選挙に関すること。 (9) 争訟事務に関すること。 (10) 議会に関すること。 (11) 条例、規則及び規程の制定、改廃並びに公告式に関すること。 (12) 広報及び広聴に関すること。 (13) 広域計画に関すること。 (14) 調整会議に関すること。 (15) 正副広域連合長会議に関すること。 (16) 全国後期高齢者医療広域連合協議会及び近畿ブロック協議会に関すること。 (17) 予算に関すること。 (18) 財政計画、財務諸調査等に関すること。 (19) その他後期高齢者医療制度（制度運営に関するものに限る。）に関すること。 (20) 庶務に関すること。	(1) 資格管理に関すること。 (2) 保険料に関すること。 (3) その他後期高齢者医療制度（保険料に関するものに限る。）に関すること。
	給付係
	(1) 給付に関すること。 (2) 医療費適正化事業に関すること。 (3) 電算処理システムの管理及び運営に関すること。 (4) 保険者徴収に関すること。 (5) その他後期高齢者医療制度（給付に関するものに限る。）に関すること。
	健康増進係
	(1) 健康増進に関すること。 (2) 保健事業に関すること。 (3) レセプトに関すること。 (4) 第三者行為による損害賠償請求に関すること。 (5) 過誤及び再審査に関すること。 (6) その他後期高齢者医療制度（健康増進に関するものに限る。）に関すること。

○ 執行機関・附属機関等名簿（平成29年10月24日現在）

<広域連合長・副広域連合長>

役 職	氏 名	任 期	備 考
広域連合長	東村 新一	平成27年12月23日 ～ 平成31年12月22日	福井市長
副広域連合長	杉本 博文	平成29年3月24日 ～ 平成33年2月1日	池田町長
	奈良 俊幸	平成28年11月2日 ～ 平成29年11月5日	越前市長

<選挙管理委員>

役 職	氏 名	任 期	所属市町
委 員 長	西野 薫	平成27年3月29日 ～ 平成31年3月28日	鯖江市
委員長職務代理者	田中眞佐子	〃	永平寺町
委 員	森本 陽子	〃	勝山市

<監査委員>

役 職	氏 名	任 期	所属市町
識見監査委員	田本 光三	平成27年3月29日 ～ 平成31年3月28日	坂井市
議選監査委員		～	

<情報公開・個人情報保護審査会委員>

役 職	氏 名	任 期	所属市町
会 長	海道 宏実	平成28年4月1日 ～ 平成30年3月31日	福井弁護士会
会長職務代理者	清水 泰幸	〃	永平寺町
委 員	坪川 貞子	〃	福井市
	南部 友子	〃	大野市
	志田 範雄	〃	あわら市

< 広域連合議員 >

所属市町	氏 名	任 期	役 職	備 考
福 井 市	田中 義乃	平成29年5月16日 ～ 平成31年5月1日		
	奥島 光晴	〃		市会議長
	石丸 浜夫	〃		
敦 賀 市	田中 和義	平成29年6月26日 ～ 平成31年4月29日		
	大塚 佳弘	平成29年3月21日 ～ 平成31年4月29日		
小 浜 市	下中 雅之	平成28年6月23日 ～ 平成31年4月30日		市会議長
大 野 市	畑中 章男	平成27年3月11日 ～ 平成31年2月20日		
勝 山 市	丸山 忠男	平成29年9月25日 ～ 平成31年8月31日		市会議長
鯖 江 市	佐々木勝久	平成29年7月21日 ～ 平成31年7月14日		市会議長
	遠藤 隆	〃		
あわら市	三上 薫	平成29年7月4日 ～ 平成33年6月30日		
越 前 市	安立 里美	平成28年9月1日 ～ 平成30年7月29日		
	前田 一博	平成29年9月21日 ～ 平成30年7月29日		市会議長
坂 井 市	前田 嘉彦	平成28年5月19日 ～ 平成30年4月22日		
	山田 栄	〃		
永平寺町	齋藤 則男	平成28年8月2日 ～ 平成30年7月31日		町会議長
池 田 町	佐野 和彦	平成27年5月8日 ～ 平成31年4月29日		〃
南越前町	生駒 一義	平成28年5月2日 ～ 平成30年4月30日		〃
越 前 町	北島 忠幸	平成29年3月16日 ～ 平成33年3月12日		〃
美 浜 町	松田うめ子	平成28年3月25日 ～ 平成30年3月14日		〃
高 浜 町	粟野 明雄	平成29年5月8日 ～ 平成31年4月29日		〃
おおい町	浜上 雄一	平成29年4月28日 ～ 平成31年4月29日		〃
若 狭 町	原田 進男	平成29年5月10日 ～ 平成33年4月30日		〃

○ 職員派遣の状況

(単位：人)

市 町	人口総数 H29. 4. 1現在	被保険者数 H29. 3. 31現在	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
福 井 県	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福 井 市	264,906	37,559	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
敦 賀 市	66,520	8,924	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
小 浜 市	29,922	5,022	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大 野 市	34,202	6,279	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
勝 山 市	23,978	4,460	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鯖 江 市	69,126	8,950	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
あ  わ  ら  市	28,641	4,628	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
越 前 市	82,982	11,996	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
坂 井 市	92,478	12,473	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1
永 平 寺 町	18,881	3,047	1	1				1	1	1			
池 田 町	2,700	758											
南 越 前 町	10,956	2,111			1	1	1				1	1	1
越 前 町	22,258	3,820	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
美 浜 町	9,774	1,821					1	1					
高 浜 町	10,570	1,653			1	1							1
お  お い  町	8,288	1,391							1	1			
若 狭 町	15,359	2,845	1	1							1	1	

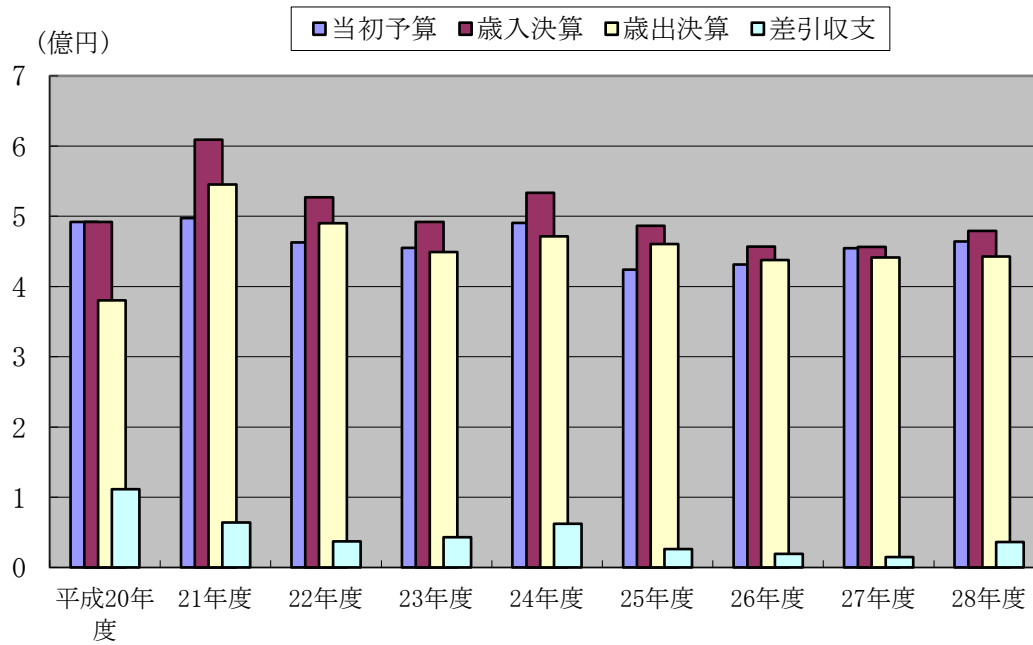
市 計	692,755	100,291	14	14	13	12	12	12	12	12	12	12	12
町 計	98,786	17,446	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
市 町 計	791,541	117,737	17	17	16	15	15	15	15	15	15	15	15
福 井 県	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合 計	791,541	117,737	18	18	17	16	16	16	16	16	16	16	16

※人口総数は、住民基本台帳に基づく人口

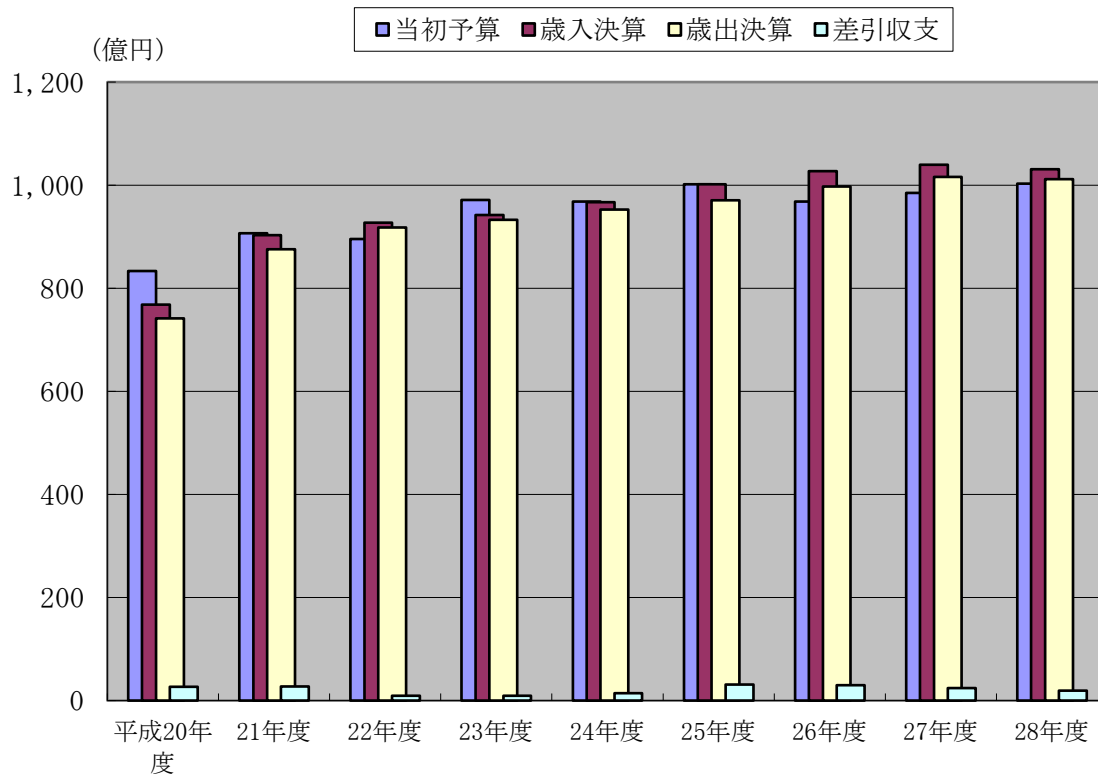


### ③予算及び決算

#### ア 一般会計



#### イ 特別会計



#### ④市町担当課一覧（電話番号）

市 町	後期高齢者医療担当課		後期高齢者保健事業担当課	
福 井 市	保険年金課	0 7 7 6-2 0-5 3 8 3	保健センター	0 7 7 6-2 8-1 2 5 6
敦 賀 市	国保年金課	0 7 7 0-2 2-8 1 1 9	健康推進課	0 7 7 0-2 5-5 3 1 1
小 浜 市	市民福祉課	0 7 7 0-6 4-6 0 1 8	健康管理センター	0 7 7 0-5 2-2 2 2 2
大 野 市	市民生活課	0 7 7 9-6 4-4 8 1 0	健康長寿課	0 7 7 9-6 5-7 3 3 3
勝 山 市	市 民 課	0 7 7 9-8 8-8 1 0 2	健康長寿課	0 7 7 9-8 7-0 8 8 8
鯖 江 市	国保年金課	0 7 7 8-5 3-2 2 0 7	健康づくり課	0 7 7 8-5 2-1 1 3 8
あわら市	市 民 課	0 7 7 6-7 3-8 0 1 5	市 民 課	0 7 7 6-7 3-8 0 1 5
越 前 市	保険年金課	0 7 7 8-2 2-3 0 0 2	健康増進課	0 7 7 8-2 4-2 2 2 1
坂 井 市	健康長寿課 (保険年金)	0 7 7 6-5 0-3 0 3 1	健康長寿課 (健康増進)	0 7 7 6-5 0-3 0 6 7
永平寺町	住民生活課	0 7 7 6-6 1-3 9 4 5	松岡保健センター	0 7 7 6-6 1-0 1 1 1
池 田 町	保健福祉課	0 7 7 8-4 4-8 0 0 0	保健福祉課	0 7 7 8-4 4-8 0 0 0
南越前町	町民税務課	0 7 7 8-4 7-8 0 1 5	保健福祉課	0 7 7 8-4 7-8 0 0 7
越 前 町	健康保険課	0 7 7 8-3 4-8 7 1 0	健康保険課	0 7 7 8-3 4-8 7 1 0
美 浜 町	住民環境課	0 7 7 0-3 2-6 7 0 3	健康づくり課	0 7 7 0-3 2-6 7 1 3
高 浜 町	住民生活課	0 7 7 0-7 2-7 7 0 3	保健福祉課	0 7 7 0-7 2-2 4 9 3
おおい町	保健医療課	0 7 7 0-7 7-1 1 5 5	保健医療課	0 7 7 0-7 7-1 1 5 5
若 狭 町	税務住民課 (上中サービス室)	0 7 7 0-6 2-2 7 0 8	税務住民課 (上中サービス室)	0 7 7 0-6 2-2 7 0 8

平成29年10月24日発行

### 福井県後期高齢者医療広域連合

〒910-0843 福井市西開発4丁目202番1

福井県自治会館5階

TEL 0776-54-6330 FAX 0776-52-5720

URL <http://www.fukui-kouiki.or.jp/>

e-mail [info@fukui-kouiki.or.jp](mailto:info@fukui-kouiki.or.jp)